

第三者保証報告書(前半)



独立した第三者保証報告書

2017年8月28日

住友金属鉱山株式会社
代表取締役社長 中里 佳明 殿

KPMG あずさサステナビリティ株式会社
東京都千代田区大手町1丁目9番7号

代表取締役

齋藤 和彦

当社は、住友金属鉱山株式会社(以下、「会社」という。)からの依頼に基づき、会社が作成した統合報告書2017(以下、「統合報告書」という。)に記載されている2016年4月1日から2017年3月31日までの対象とした下表に示す環境・社会・経済パフォーマンス指標(以下、「指標」という。)、Global Reporting Initiative(以下、「GRI」という。)のサステナビリティ・レポート・ガイドライン第4版(以下、「G4ガイドライン」という。)のコア(中核)オプション準拠に関する自己宣言、International Council on Mining & Metals(以下、「ICMM」という。)の基本原則及び適用されるポジションステートメントに定められている必須要件と会社の方針との整合性、会社の重点課題の特定及び優先順位付け、並びに会社の重点課題に対するアプローチ及びマネジメントに対して限定的保証業務を実施した。

中項目	頁	保証対象指標
主要財務・非財務指標	8~9	ステークホルダーごとの価値分配、政府から受けた相当の財務支援、地域別役員・従業員数(連結)、役員・従業員の状況(連結)、役員・従業員数(連結)(派遣社員除く)、CO ₂ 排出量
リサイクルによる資源の有効活用	78	リサイクル由来の原料比率
地球温暖化防止	83	エネルギーおよびCO ₂ 排出量原単位指数、CO ₂ 排出量
環境負荷低減	84~87	SO _x 排出量、NO _x 排出量、ばいじん排出量、PRTR 対象物質排出量/移動量、PRTR 対象物質排出量の内訳、COD/BOD 負荷量、水使用量(淡水、海水)、産業廃棄物など(国内)の最終処分量、処理区分別廃棄物量(有害/無害)
地元経済への影響	88	地元サプライヤーへの支出割合・金額、海外現地採用における上級管理職数(部長クラス以上)
多様な人材が活躍できる職場環境の整備	91	障がい者雇用率(SMM 本体)
先住民及び地域住民の人権尊重	93	人権問題のチェック対象となる投資・出資案件数
安全・衛生の確保	95	国内労働災害データ
活き活きと働ける職場環境の整備	96	労働組合を有している会社数、労働組合加入者率
コンプライアンス	101	コンプライアンス教育受講者数
CSR 関連データ(環境保全編)	106~107	INPUT(資源・エネルギー)、OUTPUT(製品・排出物等)、生物多様性の価値が高い地域での生産用地の面積、開発および緑化した土地の面積
CSR 関連データ(人権・人材の尊重編)	108~109	役員・従業員数(連結)、地域別役員・従業員数(連結)、連結従業員の状況、年間教育時間(延べ)、離職者数および離職率
CSR 関連データ(その他)	112	ステークホルダーごとの価値分配、政府から受けた相当の財務支援、年金資産を保有している退職給付債務及びそれに見合う年金資産

会社の責任

G4 ガイドライン等を参考にして会社が定めた指標の算定・報告基準(以下、「会社の定める基準」という。統合報告書に記載。)に従って指標を算定し、表示する責任、GRI の定める基準に準拠して G4 ガイドラインのコアオプション準拠の自己宣言を行う責任、ICMM の基本原則及び適用されるポジションステートメントに定められている必須要件と会社の方針との整合性について報告を行う責任、会社の重点課題の特定及び優先順位付けについて報告を行う責任、重点課題に対するアプローチ及びマネジメントについて報告を行う責任は会社にある。

次ページに続く

第三者保証報告書(後半)



当社の責任

当社の責任は、限定的保証業務を実施し、実施した手続に基づいて結論を表明することにある。当社は、国際監査・保証基準審議会の国際保証業務基準 (ISAE) 3000「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」、ISAE3410「温室効果ガス情報に対する保証業務」及びサステナビリティ情報審査協会のサステナビリティ情報審査実務指針に準拠して限定的保証業務を実施した。

本保証業務は限定的保証業務であり、主として統合報告書上の開示情報の作成に責任を有するもの等に対する質問、分析的手続等の保証手続を通じて実施され、合理的保証業務における手続と比べて、その種類は異なり、実施の程度は狭く、合理的保証業務ほどには高い水準の保証を与えるものではない。当社の実施した保証手続には以下の手続が含まれる。

- 統合報告書の作成・開示方針についての質問及び会社の定める基準の検討
- 指標に関する算定方法並びに内部統制の整備状況に関する質問
- 集計データに対する分析的手続の実施
- 会社の定める基準に従って指標が把握、集計、開示されているかについて、試査により入手した証拠との照合並びに再計算の実施
- リスク分析に基づき選定した大口電子株式会社における現地往査
- 指標の表示の妥当性に関する検討
- G4 ガイドラインのコアオプション準拠の自己宣言について GRI の示す基準に照らした検討
- 会社の方針に関する文書の閲覧及び質問を通じた ICMM 基本原則及び適用されるポジションステートメントの必須要件と会社の方針との整合性の検討
- 重点課題の特定及び優先順位付けのプロセスについての質問及び関連文書の閲覧
- 重点課題に対するアプローチ及びマネジメントについての質問及び関連文書の閲覧

結論

上述の保証手続の結果、すべての重要な点において、以下のように認められる事項は発見されなかった。

- 統合報告書に記載されている指標が、会社の定める基準に従って算定され、表示されていない
- G4 ガイドラインのコアオプション準拠の自己宣言が GRI の示す基準を満たしていない
- 会社の方針が、99 頁及び 110 頁に記載されているように ICMM の基本原則及び適用されるポジションステートメントの必須要件と整合していない
- 会社の重点課題の特定及び優先順位付けが 63～65 頁に記載されているとおりに行われていない
- 会社が 64～71 頁に記載されているように重点課題に対するアプローチ及びマネジメントを行っていない

当社の独立性と品質管理

当社は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力と正当な注意、守秘義務及び職業的専門家としての行動に関する基本原則に基づく独立性及びその他の要件を含む、国際会計士倫理基準審議会の公表した「職業会計士の倫理規程」を遵守した。

当社は、国際品質管理基準第 1 号に準拠して、倫理要件、職業的専門家としての基準及び適用される法令及び規則の要件の遵守に関する文書化した方針と手続を含む、包括的な品質管理システムを維持している。

以上